## ○羽生市まち・ひと・しごと創生市民会議要綱

令和2年3月12日 告示甲第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市附属機関設置条例(令和2年条例第1号)第4条の規定に基づき、 羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関して、広く市民からの意見を聴取 するため、羽生市まち・ひと・しごと創生市民会議(以下「市民会議」という。)について、 必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

- 第2条 市民会議は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 産業・労働の関係者
  - (2) 教育の関係者
  - (3) 金融の関係者
  - (4) 子育ての関係者
  - (5) 識見を有する者
  - (6) 公募による市民
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(座長)

- 第4条 市民会議に座長を置く。
- 2 座長は、副市長をもって充て、市民会議を統括する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、委員の互選によってこれを定める。 (市民会議)
- 第5条 市民会議は、座長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の 市民会議は、市長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、第2条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、 意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。